

社会福祉法人 黄葉舎 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 黄葉舎（以下「法人」という。）の役員に対する報酬に関して定めるものとする。

(評議員の報酬について)

第2条 評議員の報酬については、定款第8条により、下記のとおり定める。

- 2 評議員会の出席に対して、一人一回3,000円を報酬として支給する。
- 3 定款第8条に従い、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で支給するものとする。
- 4 報酬の支給は、各年末に一括して支給するものとする。

(評議員選任・解任委員の報酬について)

第3条 評議員選任・解任委員の報酬については、評議員選任・解任委員会運営規則第5条により、下記のとおり定める。

- 2 委員は無報酬とする。ただし、監事及び外部委員には、委員会の出席に対して、一人一回3,000円を報酬として支給するものとする。
- 3 報酬の支給は、各年末に一括して支給する

(理事・監事の報酬について)

第4条 法人の理事及び監事の報酬については、定款第22条により、下記のとおり定める。

- 2 理事会の出席並びに監査に対して、一人一回3,000円を報酬として支給する。
- 3 この報酬については、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で支給するものとする。
- 4 理事の内、保育所職員については無報酬とする。
- 5 報酬の支給は、各年末に一括して支給するものとする。

(役員の出張旅費について)

第5条 法人の役員が各種研修会等に参加する場合は、いろは保育所旅費規定に従い、旅費を支払うものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会並びに理事会の議決を経て行うものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。